

令和元年第 3 回岐阜県議会定例会

条例その他議案

関係資料

令和元年 6 月 1 2 日

目 次

議 第 7 7 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	1
議 第 9 6 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	3

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例について

総務部人事課

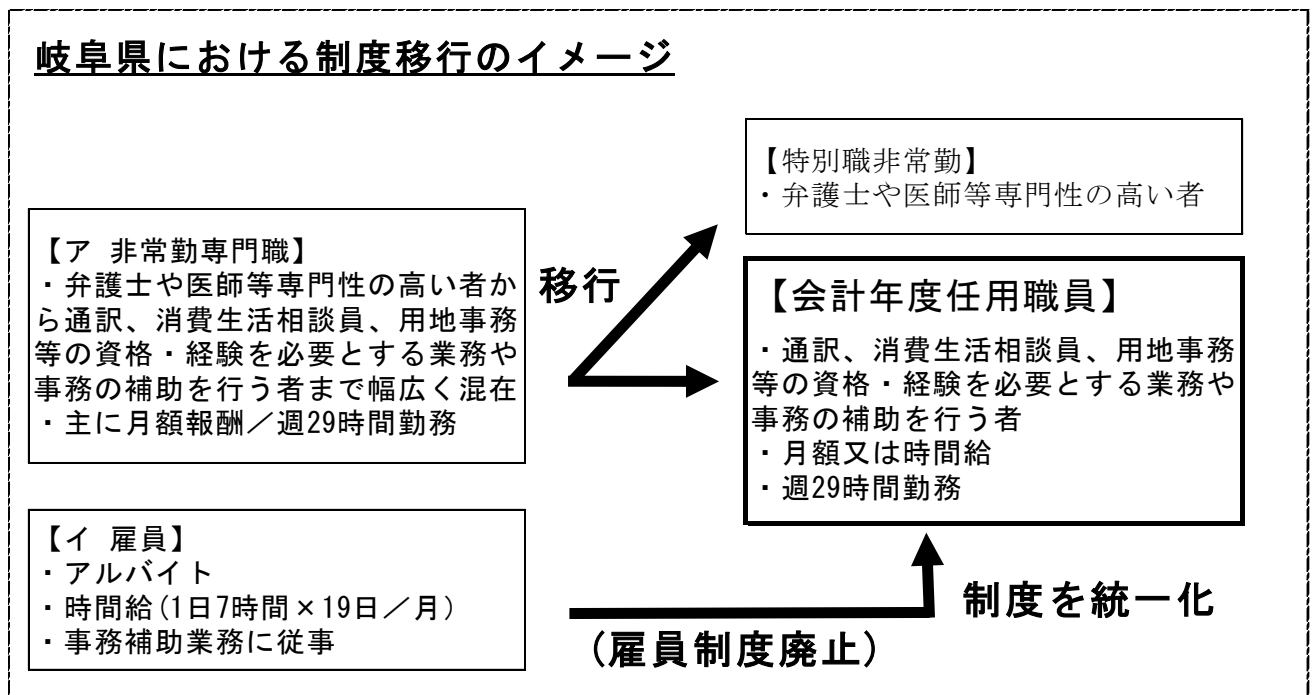
地方公務員法及び地方自治法が改正され、現在の「非常勤専門職」及び「雇員」制度に代わる「会計年度任用職員」制度が、令和2年4月1日から施行される。採用等の準備に向け、第3回定例会に報酬の額を定める等の条例を上程する。

改正のポイント

今般の法改正の趣旨にのっとり、当県における下記の2種類の非常勤職員について、会計年度任用職員制度へ移行し、報酬及び勤務条件の処遇改善を図る。

- ア 特別職非常勤として任用する「非常勤専門職」
- イ 労働関係法に基づき雇用するアルバイトである「雇員」

(1) 会計年度任用職員制度への移行



(2) 会計年度任用職員の勤務条件等

① 報酬水準

移行後においても、現行の報酬水準を下回らないように定める。

(代表的な事例【ア 非常勤専門職】 ※イメージ)

改正前		改正後	
		【月額換算】	【実際の支給方法】
期末勤勉相当 53,000円(4.45月分)	基本報酬 140,300円 月額報酬 193,300円	費用弁償 + α 地域手当相当 4,200円	費用弁償 + α 地域手当相当 4,200円
		増額分 期末手当 31,300円(2.6月分) 勤勉相当 22,200円(1.85月分)	
年収 : 2,319,600円		年額 57,400円の増額 (地域手当相当分の増)	月額報酬 144,500円 + 期末手当 375,700円 勤勉相当 267,300円 ※6、12月に支給(4.45月分)
年収 : 2,319,600円		年収 : 2,377,000円 (現行:+57,400円)	

(代表的な事例【イ 雇員】 ※イメージ)

改正前		改正後	
		【月額換算】	【実際の支給方法】
賃金 144,970円 (月額分1,090円*7h*19日)	賃金(月額分)144,970円	費用弁償 + α 地域手当相当 3,800円	費用弁償 + α 地域手当相当 3,800円
		増額分 期末手当 28,400円(2.6月分)	
年収 : 1,739,640円		年額 178,860円の増額 (期末手当及び地域手当相当分の増)	月額報酬 131,400円 + 期末手当 341,700円 ※6、12月に支給(2.6月分)
年収 : 1,739,640円		年収 : 1,918,500円 (現行:+178,860円) ※初年度のみ期末手当が222,100円(6月は1.3月*0.3)になるため、 年収:1,798,900円 (現行:+59,260円)	

② 休暇等の勤務条件

国の非常勤職員と同一とするが、著しく不利益となる年次休暇の付与日については、現状維持

項目	県の現状		国の非常勤職員	導入(案)
	非常勤専門職	雇員		
新規任用時の年次休暇の付与日	任用時	任用時	任用から6か月後	任用時
忌引休暇	無給	制度無	有給	有給
結婚休暇	有給	制度無	有給	有給
介護休暇	制度無	制度無	無給	無給
私傷病休暇	上限なし 10日間有給	制度無	上限10日間 無給	上限10日間 無給

県道の路線の廃止について（一般県道 和知兼山停車場線）

県土整備部道路維持課

「一般県道和知兼山停車場線」は、八百津町和知地内から可児市兼山町の旧名鉄八百津線の兼山駅までの延長 808m の県道です。

本路線については、名古屋鉄道八百津線の廃線に伴い、兼山駅が平成 13 年 10 月に廃駅となり、道路法に規定する県道としての要件を備えていない状況となったため、八百津町及び可児市への移管協議を進めていたところ、可児市と合意が得られた（平成 31 年 3 月 22 日可児市議会議決）ため、旧兼山駅跡地から県道多治見八百津線交点までの 100m を可児市道として移管します。

残りの部分（県道多治見八百津線交点から県道野上古井線交点まで、708m）については、県道多治見八百津線として（平成 31 年 4 月 19 日付け告示により兼山橋南交差点より複線化して読み替え）引き続き管理します。

このため、県道和知兼山停車場線を廃止します。

<参考>

県道の路線の廃止については、道路法第 10 条第 3 項の規定により準用する第 7 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決が必要となる。

道路法

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第 7 条 第 3 条第 3 号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一から六まで （略）

2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 から 7 まで （略）

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道において、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続きに代えて、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

路線廃止：一般県道和兼山停車場線

